議発第５号議案

豊川市議会委員会条例の一部改正について

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１２月１８日提出

提出者　豊川市議会議会運営委員長　太　田　直　人

豊川市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊川市議会委員会条例（平成１７年豊川市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出しを「（特別委員会の設置等）」に改め、同条に次の１項を加える。

３　特別委員会の委員の任期は、選任の日から当該特別委員会に付議された事件の審議が議会において終了した日までとする。

附　則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成２４年法律第７２号）の施行の日から施行する。